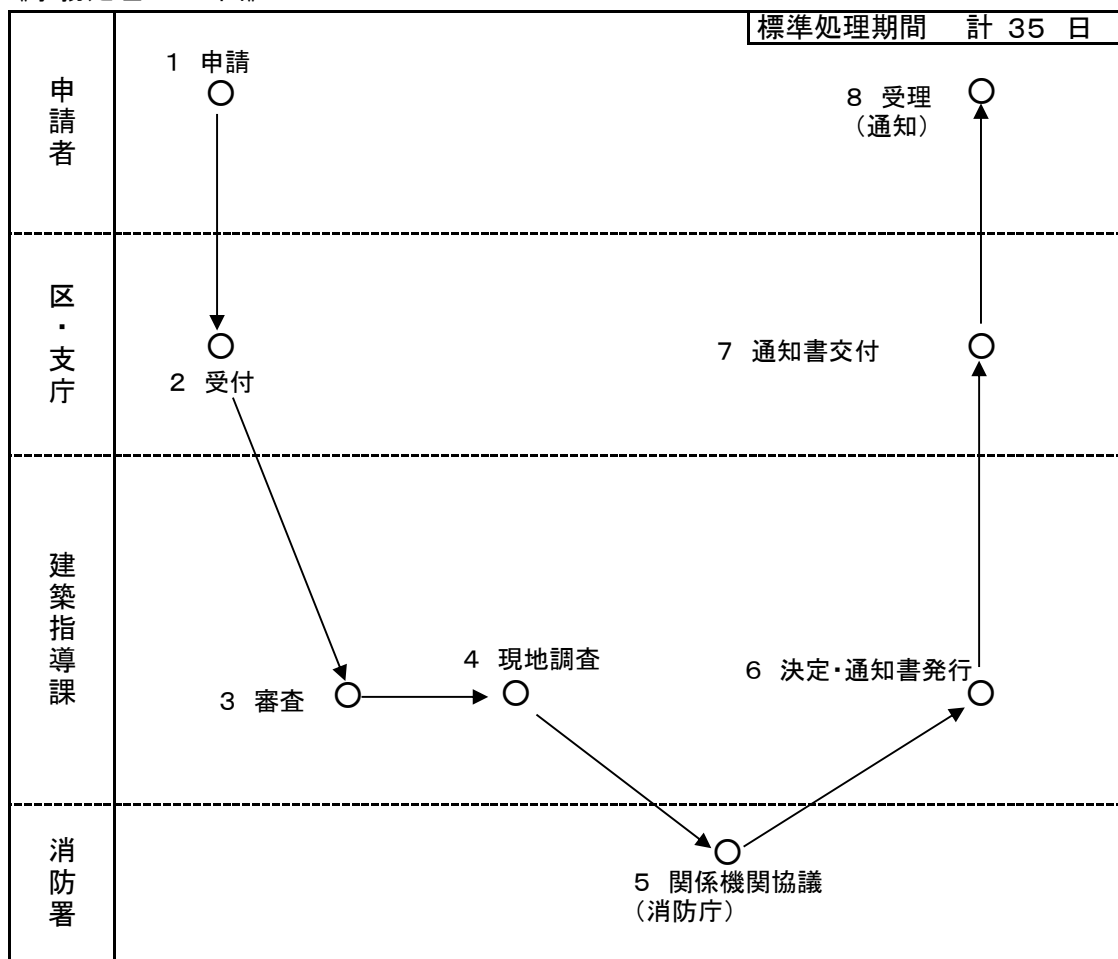


事務処理フロー図

事務名 全体計画認定

作成部署 都市整備局市街地建築部建築指導課指導担当 電話30-745

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	申請	申請者は、受付窓口(区、支庁)に申請書を提出し、申請手数料を納付します。
2	受付	提出された申請書について記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうか等の形式審査を行い、手数料を徴収し、申請書を建築指導課へ送付します。
3	審査	申請書の内容について、審査します。
4	現地調査	現地において、申請に係る計画が、現況に即し適切かどうかを判定する調査をします。
5	関係機関協議	消防関係について、所轄の消防署と協議します。消防署は支障の有無について回答します。
6	決定手続	認定の可否について、建築指導課長が決定し、認定通知書を発行します。
7	通知書交付	建築指導課から送付された通知書を申請者に交付するとともに、申請書の副本を申請者に返却します。
8	通知	通知を受けた申請者は、受付窓口で7の書類を受領します。